

主要な用語の定義早見表

	法律施行後、個人情報取扱事業者に課せられる義務	
<p>個人情報（生存する個人に関する情報・個人を識別出来るもの全て【直接/間接/暗号化は問わない】）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の利用目的関係（法第15条～第16条関連） 個人情報の取得関係（法第17条～第18条関連） 苦情の処理（法第31条関連） 	
<p>個人情報データベース等 （個人情報を含む情報の集合物で、コンピュータ等を用い、検索可能な体系的に構成されたものや、それ以外の場合であっても一定の規則（五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索できるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの）</p>		
<p>個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者で以下の者を除く） ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても個人情報取扱業者に該当し得る。</p> <p>国の機関・地方公共団体・独立行政法人等・地方独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000を超えない者。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。 <p>※「特定の個人の数」について 個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合は、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、上記の「特定の個人の数」には算入しない。</p> <p>①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。 ②その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。 ③その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報に加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。</p> <p>【特定の個人の数に算入しない事例】・電話会社から提供された電話帳・市販のカーナビ等</p>		
<p>個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報） ①については、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害する恐れが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務を課せられないものと解釈する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ内容の正確性の確保（法第19条関連） 安全管理措置（法第20条関連） 従業員の監督（法第21条関連） 委託先の監督（法第22条関連） 第三者への提供の制限（法第23条関連） 	
<p>保有個人データ （本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データ）</p> <p>※個人情報取扱事業者が個人データを受託処理している場合で、その個人データについて、何ら取決めがなく、自らの判断では本人に開示等を行うことができないときは、本人に開示等の権限を有しているのは委託者であって、受託者ではない。</p> <p>ただし、次の①又は②の場合は、「保有個人データ」ではない。 ① その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの ② 6か月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関連） 保有個人データの開示（法第25条関連） 保有個人データの訂正等（法第26条関連） 保有個人データの利用停止等（法第27条関連） 上記措置をとらない場合には理由の説明（法第28条関連） 開示等の求めに応じる手続（法第29条関連） 手数料（法第30条関連） 	

法律施行以前に取得した個人情報の最低限必要な処理

- 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- すべての保有個人データの利用目的（第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- 第24条第2・3項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第30条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 上記のほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの